

## 鳥取県告示第302号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成21年6月16日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年4月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成21年4月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際結婚協力機構

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

河本 義雄

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市桜谷158-19

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

本会は、結婚できない人々の拡大情勢を重い社会課題と捉え、その改善行動は、これからの地域づくり及び人権擁護の推進を発展させるために緊要な事項と規定する。すなわち結婚問題が円満な社会づくりは、地域福祉増進の根幹を占めるとの理念である。

よって本会は、すべての人々が結婚し、子どもを育てる喜びが共有できる地域社会実現に、(1). 不特定多数の人々に対して国際結婚（対象地域：北東アジアに特定）を推奨し、その実現促進支援事業を行う。(2). 外国人配偶者を迎え入れる体制として、私塾（追って公認授権）日本語学校（日本料理、日本文化講座併設）の常設を行う。公認授権後は一般留学生の受け入れ事業も実施する。(3). 国際協力活動の推進のため、外国人との協働から生まれる、公益寄与及び地域産業の振興が期待できる特殊技術陣等の交流活動と貿易活動を行う。

これらから、社会教育活動、少子化社会及び過疎化社会の改善活動が推進できることを確信し、前記各項とあわせ目的とする。

6 定款の変更事項

名称、目的及び事業